

緊急事態宣言を踏まえた第38回知的財産管理技能検定の実施について

2021年1月14日
(2021年1月18日更新)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、11都府県に対し2021年2月7日まで緊急事態が宣言されました。第38回知的財産管理技能検定の試験日は3月7日で、緊急事態解除後(見込み)ではありますが、期間が延長される可能性や予断を許さない状況が続くことも予想されますので、試験実施の方針についてお知らせいたします。

本検定は、厚生労働省所管の国家試験で、多くの方に知的財産マネジメントのスキル証明として、就転職やキャリア形成にご活用いただいています。厚生労働省より、こうした方々の受検機会確保の観点から、感染防止対策を徹底した上で、できるだけ実施することが望ましいとされています。また、医師国家試験をはじめ多くの国家試験は不要不急に該当しないことから緊急事態宣言発令中であっても感染症対策を行った上で実施するとしています。

こうした状況に鑑み、当財団では、本検定は不要不急に該当しないという判断から、厚生労働省の「[技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン](#)」に沿って徹底した感染防止策を講じた上で、緊急事態宣言が発令されている場合であっても第38回知的財産管理技能検定を予定どおり実施すべく準備を進めております。ただし、試験会場側の事情(感染者発生による全面立入禁止等)等により、やむを得ず試験が予定どおり実施できなくなる場合がありますのでご了承ください。

第38回知的財産管理技能検定の受検を予定されている皆様におかれましては、体調管理には十分にご留意いただき、試験当日に備えてくださいますようお願い申し上げます。